

平成21年度

包括外部監査の結果報告書の概要

(テーマ) 未収金の管理について

平成22年3月

山形県包括外部監査人

高橋一夫

## 目次

0	はじめに	3
1	外部監査の種類	4
2	外部監査のテーマ（地方自治法 252 条の 37 第 1 項にいう特定の事件）	4
3	テーマ選定した理由について	4
4	外部監査の実施期間	4
5	外部監査の対象期間	5
6	包括外部監査人および補助者の氏名・資格	5
7	監査意見に添えて	6
8	監査意見の区分について	8
9	監査意見の要約リスト	8
第 1	未収金に対する山形県の対応（出納局）	8
第 2	損害賠償で生じた未収金（土木部）	9
第 3	補助金返還未収金の不納欠損金（農林水産部）	9
第 4	中小企業高度化資金（商工労働観光部）	10
第 5	中小企業設備近代化資金（商工労働観光部）	11
第 6	違約金及び延滞利息（商工労働観光部）	13
第 7	母子及び寡婦福祉資金貸付金（子ども政策室）	14
第 8	児童措置費負担金（子ども政策室）	15
第 9	児童扶養手当返納金（子ども政策室）	16
第 10	過年度医業未収金（病院事業局）	17
第 11	地方税（総務部）	19
第 12	生活保護費返還金（健康福祉部他）	20
第 13	廃棄物の不法投棄費用代執行（各総合支庁）	20

## 0 はじめに

四十数年前の、監査人が中学生の頃、文庫本で夏目漱石を読み漁ったことがある。その中に、印象深い文章があった。山形県包括外部監査のテーマに「未収金」をとり、監査の結果である本報告書を起草するにあたって、その一節を冒頭に掲げたい。

門口を出て二三町来た時、私はついに先生に向かって口を切った。  
「さき程先生の云われた、人間は誰でもいざという間に悪人になるんだという意味ですね。あれはどういう意味ですか」

「意味とって、深い意味ありません。――つまり事実なんです。理窟(りくつ)じゃないんだ」

「事実で差支(さしつかえ)ありませんが、私の伺いたいのは、いざという間際という意味なんです。一体どんな場合を指すのですか」

先生は笑い出した。あたかも時機の過ぎた今、もう熱心に説明する張合がないと云った風に。

「金さ君。金を見ると、どんな君子でもすぐ悪人になるのさ」

(夏目漱石著『こころ』の中での「先生」と「私」の会話、新潮文庫168刷91頁より。)

人間に対する深い洞察から出た言葉として、引用させていただいた。夏目漱石が洞察した「近代」の人間の影の部分は、「現代」の我々も引き継いでいるし、人間である限り未来永劫この縛りから逃れられないかも知れない。

しかし、パンドラの箱の底には「希望」が残っていた。

監査人は、この「希望」の一つの現われとして、「悪をコントロールする知恵」が人間に残されていると信じている。

## 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

## 2 外部監査のテーマ（地方自治法252条の37第1項にいう特定の事件）

未収金の管理について

## 3 テーマ選定した理由について

平成21年2月25日に開催された第3回山形県未収金対策本部幹事会の資料中、平成20年度収入未済額（「未収金」という。）の状況（平成20年12月31日現在）をみると、平成20年度末における未収金は51.3億円にのぼる見込みとなっていた。なお、平成19年度の未収金は49.3億円、平成18年度は40.9億円であり、最近において、未収金は年々増加している傾向にある。（定められた手続きによる納付免除を受けているものは、これには含まれていない。）

このような状況を鑑み監査人は次の必要性を感じた。

資力があるにも関わらず支払いを拒む滞納者の存在は、納期限までに適切に納入している県民から見た場合、不公平感を助長し、更なる未収金の発生につながりかねない。県民・利用者間の公平性を保つためにも毅然たる態度で臨む必要がある。（県民の意識に問題がある場合）

また、未収金が生じた原因そのものに問題のあるものや、迅速に対処していたら発生しなかったであろうと想定される場合もある。すなわち、県の対応が適切でない、また適時でない場合も想定される。（県の対応に問題がある場合）

そこで、そうした滞納（収入未済額）に有効な対応策を打ち出せない県の現状を明らかにし、改善の方向性を検討する必要があると判断し、「未収金の管理」をテーマ（特定の事件）として選定した。

## 4 外部監査の実施期間

平成21年6月～平成22年3月

1. 事前調査：平成21年6月～7月
2. 実施監査：平成21年8月～平成22年2月
3. 監査報告書の作成：平成21年11月～平成22年3月

（提出期限平成22年3月末）

## 5 外部監査の対象期間

原則として平成20年度の執行分。

(必要に応じて他の年度についても監査対象とする。)

## 6 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 高橋一夫

### (2) 包括外部監査補助者

弁 護 士 遠藤涼一

公認会計士 高嶋清彦

公認会計士 吉沢公人

## 7 監査意見に添えて

- (1) 当該監査で指摘ないし意見があったからと言って、山形県の公務員（公僕）としての活動については、保守的ないし消極的にならないでいただきたい。より一層、山形県民の福祉の為、今後も積極的な活動を進めていただきたい。
- (2) その際、人的、物的、そしてそれらの裏付けとなる金銭的資源は無限ではないので、費用対効果を十分に勘案し、最小の費用で最大の効果を生むよう意識されたい。
- (3) 山形県にとって未収金は収入未済額という異常な債権である。その未収金の存在を許し、正当に税金等を納入している県民の利益を阻害することが無いよう、発生の防止、そして回収を徹底的に、かつ迅速に行っていただきたい。
- (4) 債権の回収には、技術的な面で特殊な状況が生ずる。物的担保としての抵当権の設定等、人的担保としての連帯保証人、不納欠損処理、違約金及び延滞利息、時効の完成、時効の援用、債務承認、訴訟、和解、相続調査、破産等である。これらの状況を解決するには、豊富な知識と経験が必要となる。監査人は、この状況を鑑み、現実的に、県がすみやかに対処するため、任期付公務員としての弁護士を起用することを強く勧める。
- (5) また、監査人は山形県の収入未済額である未収金の道義的側面に注目している。すなわち、支払える能力があるのに支払わない県民、また、県からの金銭の受給資格がないにもかかわらず受給している県民、そして、それらに対する県の姿勢である。監査の過程で、県から、いわゆる「弱い者いじめ」をしている、と捉えられかねない、との率直な意見を聞いた。否定できない正直な気持ちだろうと思う。確かに「弱い者いじめ」はあってはならないと監査人も認識している。しかし、なんとかやりくりして県に正しく納税等を行なっている県民もいる。大多数はそうである。その県民の存在を鑑みると、事は複雑である。  
監査人は、あくまでも、県は、公正な審査や判断を行ない、正しい識別をしなければならない、と思料する。もしそうでなければ、正しく県に納税等を行なっている県民が、弱い者のように振舞って利得を得る「悪い県民」になってしまうだろう。冒頭で夏目漱石の洞察を掲載したが、「金（かね）」によって、人はその行動を豹変させる。これは、人の性（さが）である。夏目漱石の言葉を借りると、それは「事実」なのである。  
なお、弱い存在の県民には、一定の手数はかかるが、これを面倒と思われるかも知れないが、救済措置が準備されていることを心に留めておく必要がある。
- (6) 監査人は、当報告書の中で、過去の事象をあえて掘り起こしている。過去の済んだこととして取り扱うことも考えたが、金額があまりにも大きく、県民に多大

の損害を与えた結果になったこと、公務員としてのあるべき意識をさらに再認識してもらうことが必要と判断し、あえて取り上げた。

- (7) 山形県の公務員は優秀である。しかし、その優秀さは山形県民の為に使ってこそ意味がある。

監査人は3年間の職責を終えるにあたり一言申し述べたい。

監査人に応対した方々は、皆、監査人より若く、そのせいもあったのか、私自身が驚くほど、いつもになく厳しいというか過酷な物言いをした。また文章にもあらわした。これも、君たちが、山形県民の公僕として真にふさわしい人物になってもらいたいとの表れである。

私は、いわゆる「正しい県民」だったら、県の姿勢をどう評価するだろうか、を常に考え続けた。補助者の弁護士、公認会計士も同様である。少しでも、県民の期待に応えることができたのであれば幸いである。

- (8) そして次の言葉で締めさせていただきたい。

「県庁マンとしての自分の立場よりも、県民の為にという心意気（公僕としての奉公）を第一に持って下さい。次に、真実を探求する勇気を持って下さい。そうすれば、会計検査院、国の各省、そして県議会をはるかに超えた見識を持って、明日の山形県を築いていく礎になれるでしょう。

県庁に入庁した時の気持ちを、いつも熱く呼び起こすのです。

はずかしいくらい、青々と……………。

山形県をよろしくお願いします。」

## 8 監査意見の区分について

監査人は意見をおおむね次の区分で述べている。

意見区分	内容
指摘事項	現在の法律等に照らして、違反ないし不相当のもの
意見A	監査人として、必ず実行すべき改善事項と、判断したもの
意見B	改善について、手段、実施等について選択の余地があるもの
意見C	指摘事項、意見A、および意見B以外のもの

(注) 現状の多様性から、必ずしも厳密で統一的な区分を行なえない場合があることをご承知おき下さい。

## 9 監査意見の要約リスト

	監査意見要約	意見区分
第 1	未収金に対する山形県の対応（出納局）	
	監査人は、現時点における、山形県出納局の未収金（収入未済額）についての回収意識を高く評価する。監査人は、さらに踏み込んで、未収金（県税以外）で長期滞留しているものについては、各部から切り離して、出納局等の部に移管し、責任を持って、集中的に回収に努めるべきであると判断した。	意見A
	未収金の名寄せを行うべきである。回収可能性の判断は、債務者の財政状態いかににかかわるものであり、回収活動には、名寄せが不可欠である。	意見A
	未収金（収入未済額）につき、3か月までは各部署に置き、それを超える未収金は出納局（回収専門部署）に移管し回収に当たる等の迅速な対応が実践的である。	意見A
	出納局（回収専門部署）に弁護士の任期付公務員の起用が即戦力として望ましい。	意見A
	山形県の未収金（収入未済額）について、残高および発生、回収状況について県民の認識を得るため、定期的に新聞等に公表し、詳細のデータについては、インターネットにのせて、県民に知らしめるべきである。	意見A



	監査意見要約	意見区分
<b>第 2 損害賠償で生じた未収金（土木部）</b>		
	（山形県が平成21年度に、約2億円（211,418,718円）の収入戻し（調定金額の減額）を余儀なくされた事件。）	
	収入計上の時期が不適切であった。いかに県の会計といえども、損害賠償金という特殊な債権において、債務承認されていない債権は計上しないのが相当である。	指摘
	山形県側のコミュニケーションが不十分だった。和解の率の5%が正しいと仮にすれば、問題となった率である13.35%を、説明会を開く前に是正するか、理解してもらうべきであった。そのための有力な手段が相手方とのコミュニケーションで、感想程度でも良いから膝を割って打診すべきであった。	意見A
<b>第 3 補助金返還未収金の不納欠損金（農林水産部）</b>		
	（山形県が平成20年度に、約2億円（216,657,634円）の損害を被った事件。）	
	補助金支払い後の金銭の流れについて、事実を徹底的に解明していないこと。今後同じような事件が生じないように、金銭の流れに関する徹底した事実認識を実践していかなければならない。	指摘
	補助金を入手することだけを目的とした申請との疑惑がもたれるが、これを徹底的に払拭していないこと。まず、今後同じような事件が生じないように、審査の段階で、補助金対象事業者の目的が補助金の入手ではないことの確証に努めなければならない。そして、万が一、事件が発生した場合、同疑惑を払拭するまで、徹底的に事実認識を実践していかなければならない。	指摘
	国（東北農政局）に対しても、関与している責任（特に事業体を特認した責任）を追及すべきである。今後、万が一事件が発生した場合、事実を明確にし、そのうえで、国にも責任がある場合、国に対してその責任分担を主張しなければならない。すなわち、山形県民の損害を最小限にするため、国に対しても毅然とした対応をとることが必要である。	指摘
	補助金事故防止対策について、次の点について改善されたい。 ① 補助金の目的が達成されているか否かについての判定ないし判断を明確にすること。会計検査院の指摘を受けないことを確認する。確認者も明示し、責任の所在を明確にする。 ② 現地調査が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。 ③ 審査会を開催した事実を審査会議事録等で記録し、誰が審査の責任を負うのかを明確にすること。	意見A

	監査意見要約	意見区分
	<p>④ 審査会が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。</p> <p>⑤ 現地調査および審査会に、専門家を招へいすること。また、専門家の判断で別途調査が必要となった場合は、専門家の調査を実施すること。</p> <p>⑥ 現地調査調書の支出について、個別の支出内容が、事業目的に合致しているか、計画で予定していたものであるかの判断の記載が必要である。</p> <p>⑦ 不正ないし正当な注意義務違反の処分（ないし罰則）を明示すること。</p>	
	<p>本件のように補助金の返還義務が発生する場合があるから、その返還債務について物的担保や人的担保を徴求していないのは問題である。この点で、危機管理についての考えが甘い。今後は、交付時において「返還義務が発生する場合があります、その返還義務を担保するために担保を徴求する」旨を告知して、担保徴求手続を実行すべきである。</p>	意見A
	<p>県が、裁判上の和解をした点については、問題がある。実際に協議会代表者は破産しておらず、同人に対する他の債権者が存在するとしても、他に先んじて可能な限り債権を回収すべきであったと思われる。</p>	意見A
	<p>不当利得返還請求訴訟を提起していることにより、弁護士費用や訴訟費用が支出されているのであり、訴え取下げによりこれらの費用は全く無駄になってしまったのである。これについての対応にも問題がある。</p>	意見A
	<p>補助金等適正化審査会の設置と、全ての補助事業について現地・現場調査を実施すること、という通知が出された。</p> <p>これらの対応については、一定の評価をするものであるが、補助金交付時に返還義務に係る説明や担保の徴求、また返還金の回収にあたっては、サービサーや弁護士に委託するなどの情実を排除した回収方法、更に、各段階についての詳細なマニュアルの作成と、そのマニュアルの履行状況の検討体制を構築すべきである。</p>	意見A
	<p>事業体の選定を誤ったからといって、補助金の補助事業に対して委縮した対応をしてはならない。山形県民のため、積極的に活動を行なってほしい。そのためには、事業体の選定等においてチェックするツールが必要と考える。今回の事件を観察してそのツールを作成したので利用されたい。</p>	意見A
<p><b>第 4 中小企業高度化資金（商工労働観光部）</b></p>		
	<p>滞納部分がある債権は、期限未到来部分についても決算書その他において明らかにすべきである。</p>	意見B

	監査意見要約	意見区分
	当該不良債権の期限未到来部分を明らかにすることは、県民資産について今後毀損するかもしれない部分を、県民に明らかにすることになる。	
	不納欠損に係る規定に不備がある。 限定承認があった場合、清算の結果により資産が残れば請求可能である。従って、ただちに法的請求ができなくなったと判断し、不納欠損処理することは妥当ではない。県は、当該規定につき見直しを行うべきである。	指摘
	長期延滞債権の管理に係る規定の表現が曖昧である。 債権分類表上の記述内容は、「ケースバイケースに対応」「場合によっては」など曖昧な記述があり、担当者の裁量によって手続が区々（くく）となる恐れがある。また、債権分類上の「長期間」や「悪意」等の判断基準も明確とはいえない。当該債権分類表の記述内容につき再度見直しを行うべきである。	意見B
	回収金額の債権への充当（債権の消しこみ）に関し、弁済者による意思表示（どの債権に充当するか）に係る書面等を入手すべきである。	意見A
	担保物件の追加による保全手続が行われていない。 規定である「手引き」が求める担保物件の再評価及び追加担保の徴求が適切に行われなかった。また、当該規定についても、「著しく地価が下落」や「必要と認めるとき」といった曖昧な表現となっており、手続基準として明確でないため、見直しが必要である。	意見A
	連帯保証人への手続が行われていない。 10数年から30年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された。規定である「手引き」の記載が、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。規定の見直しを行わない連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	意見A
	時効完成の債権に対して手続が行われていない。 これにより債権未回収の状況が長期化している。規定である「手引き」の見直しを行ない、時効完成債権に対する手続規定を新設・実行することが妥当と考える。	意見A
	「平成13年度包括外部監査措置状況」の内容に不適切な部分がある。今回監査の試料として抽出した債務者の中に、すでに平成元年に時効が完成済みのケースが1件検出された。これについて、公表資料である措置状況で事実と反した記載を行っていた。県民に対する公表資料は事実即して明確な記述とすべきである。	意見A
<b>第 5 中小企業設備近代化資金（商工労働観光部）</b>		
	債務者に係る資料（特に審査資料）の保管が適切に行われていない。現在	指摘

	監査意見要約	意見区分
	未収金となっている債権につき、貸付決定時からのすべての関係資料の収集と一元管理を再度調査の上、関係書類の管理手続を徹底すべきである。	
	貸付対象資産に係る事業を債務者が廃止したが、知事に変更申請（文書）を提出せず延納処理している。中小企業がある事業を廃止するということは、中小企業の事業規模からは重大な変更であり、企業の倒産リスクが高まっている可能性があるものとするのが妥当である。したがって、知事への書面による報告義務は必ず履行されるべきものである。	指摘
	滞納部分がある債権は、期限未到来部分についても決算書その他において明らかにすべきである。 当該不良債権の期限未到来部分を明らかにすることは、県民資産について今後毀損するかもしれない部分を、県民に明らかにすることになる。	意見B
	主債務者への催告後の手続規定が不十分である。 「手引き」において、催告後の法的手続や償還計画の内容等に関する規定を見直し、適切に運用すべきである。	意見A
	連帯保証人への手続が行われていない。 10数年から30年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された。規定である「手引き」の記載が、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。規定の見直しを行わない連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	意見A
	不誠実な債務者に対する手続が適切に行われていない。 「不誠実な債務者」の定義規定がないことが、担当者が手続に踏み切れない一因とも考えられる。「手引き」に「不誠実な債務者」他の定義規定を新設した上で、手続規定の内容を再度見直し、当該規定に基づいて速やかに対応すべきである。	指摘
	時効等の法解釈を誤ったまま手続されている。 滞納の発生している債権の時効起算日を、滞納発生日の翌日とすべきところ、金銭消費貸借契約書の最終償還期日の翌日からとしているケースを検出した。	指摘
	保全手続が適時適切に行われず、時効完成済みの債権がある。 「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、時効の中断や増担保の提供の債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。	意見A
	時効完成の債権に対して手続が行われていない。 当該債権に対しては弁済者の充當意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続を行うことが妥当である。	意見A

	監査意見要約	意見区分
	また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善されるはずである。	
	平成 13 年度指摘債権に状況の改善のない債権が多数ある。 平成 13 年度の指摘にもあるように、①抵当権設定資産が残っている場合には実行する、②連帯保証人に対する手続を進める、③相続調査を行い債務者や連帯保証人の相続人からの回収を検討する等手続を進めるべきである。そして、上記回収努力の末、回収可能性がないと判断されるものは不納欠損処理の手続を進めるべきである。	意見 A
<b>第 6 違約金及び延滞利息（商工労働観光部）</b>		
	連帯保証人への手続が行われていない。 長期に渡り、連帯保証人に対する請求手続が行われていない。今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	意見 A
	債権管理の手引きに係る連帯保証人の規定を見直すべきである。 「連帯保証人は主債務者と同一の債務を負い、原則として債権者の請求に対する抗弁を有していない。」ことを希薄化させるような記載がある。また、「組合」に関して、連帯保証人の具備すべき要件等を規定すべきである。	意見 A
	保全手続が適時に行われず、時効完成済みの債権がある。 今回抽出した債務者は、すべて時効完成済みのケースであった。これらは、これまでの債権担当者の「手引き」に則った手続をしていない事などが原因と考えられる。県は上記趣旨に則り、「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。	意見 A
	時効完成の債権に対して手続が行われていない。 当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続を行うことが妥当である。 また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善されるはずである。	意見 A
	未収金残高に不納欠損処理すべきものが多額に含まれている可能性がある。 なお、債務免除の判断条件については担当者の恣意性が介入する要素があることから、県担当者による不公平な手続を防止するため貸付規則におい	意見 C

	監査意見要約	意見区分
	て具体的な事実に基づく判断基準を明記すべきである。	
	違約金の算出が適時に行われていない。 「手引き」等規程表現の見直しを行ない、違約金を課すすべての債権につき例外なく違約金の概算金額を通知する手続を行うべきである。	意見A
<b>第 7 母子及び寡婦福祉資金貸付金（子ども政策室）</b>		
	一部の借用書が適切に保管されていない。 早急に当該借用書の所在を明らかにすべきである。また、本件以外の貸付金（特に未収金部分があるもの）に係る借用書のうち、所在不明のものがないか総点検を行うべきである。そして再発防止のため、借用書等重要書類の保管手続についてすべての担当者が再確認するとともに、定期的な重要書類の点検を行うべきである。	指摘
	債務者住所移転時における償還協力員間の引継が正確に行われていないおそれがある。 債務者等の住所移転における対応として、責任者間の関係や書類等の移管のみならず、担当者レベルでのスムーズな引継とその後の情報交換が適時適切に行われるような手続規定を設け、正しく運用される仕組みを作るべきである。	意見B
	滞納が発生している者に新たな貸付を行っている。 母子福祉資金貸付基準に規定を置いて、負債の償還につき支障をきたしたものに貸付けを行わないよう排除しているが、県はこれに基づく手続を行っていない。	指摘
	連帯借主が死亡した際の事務手続が規定されていない。 少なくとも相続調査により相続人等を明らかにしたうえで、相続されている場合には当該相続人に対する説明および償還請求等行うべきであろう。 連帯借主及び連帯保証人の死亡ケースに係る手続についての手続を検討し、当該規定を県取扱要領等においたうえで適切に運用すべきである。	意見A
	連帯借主への手続が行われていない。 県取扱要領に、長期滞納者については連帯借主への債務履行請求を行う旨規定されている。滞納が発生しており借主の資力に問題ありと判断した場合は、躊躇することなく、当該貸付金の利得を享受した連帯借主に直接請求する事務を行うべきである。	指摘
	貸付金を26ヶ月分一括で送金する手続ミスがあり、その後の返納処理に柔軟性が無い。 県からの月次貸出を行う一方で、先払い部分の回収は一向に進まず、結局二重払いの状態となり、平成20年度末現在も当初先払い額の大部分が未	指摘

	監査意見要約	意見区分
	収金として残っている結果となっている。	
	貸付金過払い等返還ケースにおける手続規定の整備が不十分である。 過払先からの資金回収手続につき、より具体的な規定を設け、担当者が迷うことなく手続できるようにすべきである。	意見B
	県取扱要領に消滅時効につき担当者の誤解を招く規定を置いている。 本貸付金に係る債権の消滅時効期間は基本的に民法 167 条より 10 年であるが、商事債権に該当する場合には商法第 522 条より 5 年と解されることに留意しなければならない。 この点、本件に係る消滅時効期間についての判例はないが、債権の保全という観点から県の行うべき手続は保守的であるべきであり、5 年の時効を前提として速やかに保全手続すべきと考える。	意見A
	連帯保証人への手続が行われていない。 今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	意見A
	不納欠損処理が適時適切に行われていない。 県取扱要領に不納欠損の規定を置いたのは、主債務者等の時効援用がなされないまま長期に渡り債権管理していくことを避け、実質的に債権の回収可能性が限りなく 0 に近い場合には不納欠損処理をして非効率的事務を回避するためと思料される。 したがって、県は自らが置いた県取扱要領に基づき、適時適切に不納欠損処理すべきである。	意見A
<b>第 8 児童措置費負担金（子ども政策室）</b>		
	組織分離により債権管理をすべて把握できない恐れがある。 組織再編によって管理部署が複数に渡ることとなった債権について、少なくとも決算書のどの部分を自らの部署が管理しているのか明確に意識した上で、同一科目のうち自らの部署が管理していない部分の内容と管理部署を把握しておくべきである。	意見B
	障害児童本人を納入義務者としており、請求過多の恐れあり。 県は、最も制度を理解しているという立場から、措置児童本人あるいは扶養義務者の立場に立って、どのような形で制度を利用するのが最善であるか常に考え対応する必要がある。	意見B
	不誠実な扶養義務者に対する手続対策を策定すべきである 今回の監査の抽出ケースにおいて、前年度所得 3 百万円ほどあるが、入所から 5 年間で 9,000 円の入金しかない扶養義務者を検出した。また、当該扶養義務者は居住地変更したが、特段の届出もしていなかった。	意見C

	監査意見要約	意見区分
	県徴収要綱に当該不誠実な扶養義務者に対する手続等の規定が明記されていないことが、状況の進展に繋がらない要因となっていると考える。	
	回収金額の債権への充当につき弁済者による意思表示に係る書面等を入力すべきである。 民法は、債務者から入金があった場合、通常債務者に有利となるよう、そして得べかりし利益が同じ場合には先に弁済期が到来する債権に充当することが正しい処理としている。そして、もし後に弁済期が到来する債権に充当する場合には、債務者（弁済者）からの意思を明確に示した文書等が必要となる。 県の処理において、債務弁済に係る弁済者の意思表示を明確にした文書等が保管されていないまま、後に弁済期が到来する債権に充当している処理が検出された。	意見A
	債務承認による債権の保全手続がなされていないケースが多い。 県は、債権の保全に係る規定を具体的なものに改定し、各担当者が手続に迷う余地を与えず、全庁で適時適切かつ円滑に手続がなされるようにすべきである。	意見A
<b>第 9 児童扶養手当返納金（子ども政策室）</b>		
	手続規定の再整備が必要である。 例えば、同要領内「第3 債務の履行が延滞した場合等の事務処理」において、その1に時効中断措置の規定を置いているが、手続規定は督促・催告等の請求手続までしか整備されていない。時効中断のためには請求のみならず、債務者による承認が必要である。	意見B
	返納金未納部分のある受給者がその後再度手当の支給を受けている。 この点、返納金未納部分と将来の手当支給額とは相殺される関係にあることを、法は明らかにしている（法第31条）が、県は当該債権債務の相殺に係る実務を行った実績はない。	指摘
	連帯保証人等による債権の保全がなされていない。 県は児童扶養手当返納金について、連帯保証人や債務承認書の手続・条件を規定等に反映することを検討し、さらに規定表現等の見直しを行った上で、債権の保全に努める必要がある。	意見A
	時効の認識を誤り、成立後数年間不納欠損処理が行われていない。 債権管理担当者が時効期間について誤った理解のうえで処理し、消滅時効が成立しないよう規定等の記載を修正し、正しく運用しなければならない。また、期限未到来部分のある債務者に対しては、債務承認等保全手続を速やかに行うべきである。	指摘



	監査意見要約	意見区分
	さらに当該消滅時効に限らず、最新の判例等をフォローした上で定期的な規定の見直しを行うべきである。	
	時効管理しているエクセルデータ上の検証が行われていない。 担当者の作成した資料の正確性を担保するよう、作成者以外の上長等による検証を定期的に行い、また定期的なデータ保全を行うことを検討すべきである。	意見A
	延滞利息を決算上計上していない。 県は延納利息を決算書に計上し、無資力等を明らかに証明できる児童扶養手当返納金に限り、当該利息を免除する事務を行うよう手続規定等の見直しを行うべきである。	意見B
<b>第10 過年度医業未収金（病院事業局）</b>		
	入院患者に対して適時請求を行っていない。 県は規程等に基づき適時請求を行うべきである。特に入院患者の診療報酬は高額となることから、退院時請求が何故できないのか、その原因の調査と分析を行い請求業務の速やかな改善が望まれる。 この点、中央病院では平成21年9月適時請求できない原因をコンサルティング会社に外部委託して調査している。県は当該調査報告を受け、その内容を精査した上で適切な対策を図り、診療報酬の適時請求を行うことにより未収金の発生を未然に防ぐよう努力しなければならない。	意見A
	カード支払の実効性が確保されていない（鶴岡病院）。 当該システムの導入段階において、平成19年3月県立病院課が各病院に宛てた「病院料金のクレジットカード納付について」によると、「病院におけるクレジットカード納付開始の周知については院内掲示」を行うことが基本とされていた。しかし、平成21年11月現在、鶴岡病院ではクレジットカードでの支払いが可能であることは窓口を見る限り明確な状況となっていなかった。 さらに、クレジットカードの読取機も会計窓口ではなく事務室内に設置されており、県が意図した未収金対策につき実効性が確保されていない結果となっていた。 システム導入から3年を経過しようとしている現段階で、上記のような状況を放置することは、未収金対策に係る手続として妥当とはいえない。	意見A
	未払患者の再来院に対する手続規定がない（中央病院）。 中央病院は県内最大規模の県立病院であり、その一方過年度医業未収金残高で全体の46.4%を占めている。前述の通り、中央病院でも独自の未収金取扱内規を整備しているが、未収金再発防止の規定がないまま、平成	意見B

	監査意見要約	意見区分
	14年施行以来その改定を行っていない（前出表10参照）。 したがって、県は規程等の内容を定期的に検討し、未収金発生原因に対応する規定を速やかに整備し、運用すべきである。	
	保証人に対する手続が行われていない。 県はまず規程・マニュアルを再整備し、保証人に対する具体的な徴収手続を速やかに行うことが必要である。	意見A
	相続調査が適時に行われていない。 相続調査が行われない間に時効完成しているケースもあり、その対策について早急に対応すべきである。	意見A
	回収業務の委託契約につき問題がある。県は、明確な判断基準による条文を具備した契約書を作成した上で、委託業務につき実効性のある契約を結ぶべきである。	意見C
	入金時の充当処理が適切に行われていない。 県では、債務返済に係る弁済者の意思表示文書等が明確に保管されていないまま、消滅時効の中断を目的として後に弁済期が到来する債権に充当しているケースが散見された。この手続は民法上の処理として妥当ではなく、債務者の時効に係る援用につき対抗できない処理となる。	意見A
	法的措置の実施を検討すべきである。 県はこれまで、医業未収金につき強制執行による法的措置を実施していない。これは、県取扱要領に催告状発行以降の手続に係る規定を明記していないことも一つの要因と考えられる。 県は、増加の一途を辿る医業未収金の回収を促進するため、法的措置の手続規定の整備及びその実施を検討すべきである。	意見B
	業務委託に関する県民への説明が不適切である。 ホームページ「県民の生の声」における回答は、その業務委託内容にあたかも集金業務がないかのような誤解を与えかねない記述となっている。 県は収納業務委託に係る契約書・仕様書に基づく業務内容が、正しく県民に伝わるよう県ホームページの記述を改めるべきである。	意見A
	県取扱要領における時効の規定を適時に更新していない。 県は最新の判例等を各種規程等に反映するよう法的フォローを行った上で、定期的な規定等の見直しを行うことが肝要であろう。	指摘
	債権の保全手続が適時適切に行われていない。 債権の保全は、県として統一した手続が行われるべきであり、病院や担当者によって異なる手続が行われている現状は改善されるべきである。	意見B
	時効完成の債権につき手続が行われていない。	意見A

	監査意見要約	意見区分
	<p>県はまず、なぜ時効が完成してしまったのかその原因を債権ごとに究明し、今後の債権管理に活用する手続を踏むべきであろう。さらに、弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続及びこれらに基づく回収手続を行うことが妥当である。</p>	
	<p>不納欠損処理すべき債権が含まれる可能性がある。</p> <p>時効についての理解や手続に法律上の誤解等があったことにより、すでに時効完成している債権が多額に上っている。この中に不納欠損処理されるべき債権が含まれている可能性があることから、県は時効完成済みの債権につき精査する必要がある。</p>	意見C
	<p>延滞金又は違約金を課すべきである。</p> <p>そもそも、延滞金等は県の収入を目的とするものではなく、滞納者にペナルティを科することによって、適時適切に納入している患者と明確な差別化をし、患者の滞納を未然に防ぐ効果を期待するものである。</p> <p>県は、診療契約あるいは入院証等その他の規定を再度見直し、延滞金等についての規定整備及び運用を検討すべきである。</p>	意見B
<b>第11 地方税（総務部）</b>		
	<p>個人住民税について、従来以上に、各市町村との連携を図る必要がある。</p> <p>例えば、具体策として考えられるのは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者の納付方法につきコンビニエンス・ストアでの収納を全市町村で可能となるようにし、納税者の利便性を高めること。</li> <li>・給与所得者の未収を防ぐために、雇用している事業者に対して、個人住民税の特別徴収制度を選択してもらうことをはたらきかけること。</li> <li>・各市町村に対して、回収に関する支援体制を強化すること。</li> </ul>	意見A
	<p>自動車税について、悪質・多額と認められる納税者には、自動車の差押を含めた厳しい姿勢でのぞむべきである。また、納税者の納税のしやすさを確保することも回収をすすめることにつながるものと考えられることから、例えば以下の方法を導入あるいは推進することを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振替納税を推進すること</li> <li>・コンビニエンスストアでの納付や休日の窓口納付を可能にすること</li> </ul>	意見A
	<p>発生後、長期間を経過している未収が散見される。既述した未収の中での最も古い未収は平成4年に発生したものであり、迅速な回収がなされたのかどうか、結果として徴収手続きが十分なものだったかは疑義なしとしない。地方税法等に基づき公平かつ適正な課税・徴収を実施することはもちろんであるが、長期化しないように努める必要がある。</p>	意見A

	監査意見要約	意見区分
<b>第 1 2 生活保護費返還金（健康福祉部）</b>		
	<p>受給資格要件審査について、全県で統一した手続による整った体制が構築され運用されていることが必要である。</p> <p>受給者に対して、受給期間中の収入の変化等が生じた場合には申告義務が生じることを周知徹底させることが必要である。</p> <p>また、行政側でも受給者の収入状況及び財産状況を把握する体制を構築し運用することが必要である。</p>	意見 A
	<p>回収手続を充実することが必要である。特に、不実の申請その他不正手段により保護を受けた場合に適用される生活保護法第 78 条に基づく費用徴収のうち明らかに資力があると認められる場合には、強制執行を含めた厳格な対応を行うことが必要である。</p>	意見 A
	<p>当該延滞金は徴収されていないが、第 78 条を適用した場合等ケースによっては徴収しないことは適当ではないと考える。法令等を遵守し返還すべき事実該当した場合には然るべき返還等を行った受給者との間に、不公平な結果を生じさせると考えるからである。生活保護制度の趣旨も十分考慮しながら、山形県税外収入金延滞金等徴収条例の改正を行い、これに伴う規則等を整備し、徴収すべきと認められる場合には徴収すべきである。</p>	意見 A
	<p>監査対象とした債務者について、債権の発生経緯等に関する詳細な記録が提示されなかった。過去において、担当者間の引き継ぎがうまくなされなかったことが原因と推測される。</p>	指摘
	<p>一定の期間を経過した債権は、回収担当を設け、一括管理・回収を行うことも検討されるべきである。</p>	意見 A
	<p>発生より長期間経過している債務者については、回収可能性があるかと認められる場合には回収に努める必要があり、年齢、資産状況及び収入状況等を考慮して回収の見込みがない債務者については、すみやかに不納欠損処理を行うことも検討されるべきであるとする。</p>	意見 A
<b>第 1 3 廃棄物の不法投棄費用代執行（各総合支庁）</b>		
	<p>（不法投棄に対する対策）</p> <p>行政代執行が行われる時点で未収金が発生し、その未収金が回収されなくなる可能性が高いと認識すべきである。すなわち未収金を発生させないために、行政代執行を行わずにすむように問題が認識されたならば速やかかつ、厳正な対応を行い、事態の改善を図るべきである。県では各不法投棄物防止対策を講じているが、これらの策を有効なものとなるように努める必要がある。</p>	意見 A

	監査意見要約	意見区分
	<p>(廃棄物収集運搬業許可業者に対する監督体制)</p> <p>新規許可申請、5年毎の更新許可申請及びその間の変更許可申請時に、環境省の通知に沿って、許可の基準の1つである「経理的基礎を有すること」(廃棄物処理法施行規則第10条第2号ロ及び第10条の5第1号ロ)の審査を行っている。経理的基礎を有しないと認められる場合には許可しないことが可能であるが、この点の十分な審査を行うことが必要である。必要と認められた時には公認会計士等の職業会計人による検証を行うことが必要である。</p>	意見B
	<p>(回収努力の継続)</p> <p>調査対象のうち一部については、平成20年1月から2月に行政代執行が行われている。当該未収金については、手続きに従い回収努力を継続し、未収金の状態を解消することが必要である。また、必要であれば、担当である村山総合支庁北村山税務課に対して滞納処分の依頼を行うことも検討されるべきである。</p>	意見A

以上